

中央労基協 Report

令和7年5月



令和7年度 中央労働基準監督署の行政運営



千代田区(東京駅)



中央区(勝鬃橋)



文京区(小石川後樂園)

【管内概況】 中央労働基準監督署 管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島嶼部

千代田区 : 中央官庁並びに全国的に展開する企業、銀行業及び新聞社等が集中する政治経済の中心

中央区 : 証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。東京駅及び日本橋周辺の再開発並びに臨海部の開発が進行中

文京区 : 古くからの文教地域であり、印刷関連産業、大学、大学付属病院などの教育研究業、大規模病院が多く存在

島嶼部 : 2町6村。観光、水産業等が主要産業。

《管内の特徴》

- 管内約7万の事業場に **約200万人** の労働者が勤務
- 全国の上場企業本社のうち、**約2割** が管内に立地
- 管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工
請負金額50億円以上の大規模工事が**約60** の現場数で推移

【令和7年度 中央労働基準監督署の重点対策】

「働く人と職場の未来をつなぐTOKYO2025」をスローガンに

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備等
- 2 安全で健康に働くことができる職場環境づくり
 - (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (2) 中小企業及び令和6年度適用開始業務等に対する改正労働基準法等の周知及び支援
 - (3) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
 - (4) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策
 - (5) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導
- 3 労災被災者とその家族が安心して生活するための取組



発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenychuo**」です。

令和7年度 重点対策の具体的内容

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備等

- 賃金引上げに向けた環境整備等の取組について、あらゆる機会をとらえて周知・広報します。また、最低賃金の問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。
- 定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、企業から情報提供を受けることにより関係部署への連携を行います。
- 中小企業支援策として、最低賃金引上げのための業務改善助成金の周知を図ります。

※業務改善助成金は、生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します。



東京都最低賃金
時間額**1,163円**
(令和6年10月1日から)

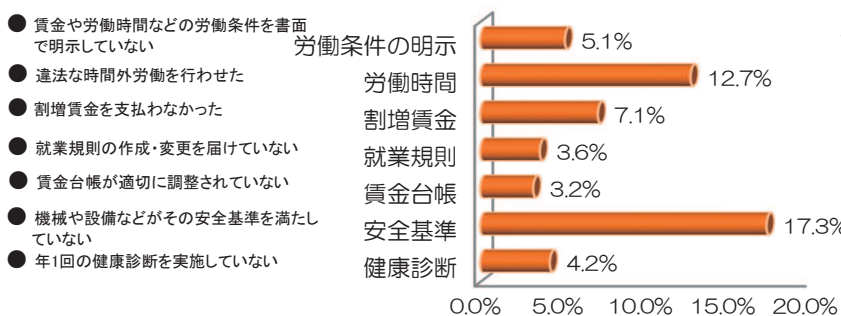
2 安全で健康に働くことができる職場環境づくり

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

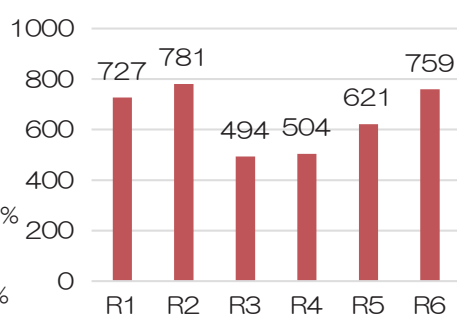
脳・心臓疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、過重労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場
- ② 長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施

【定期監督などにおける主な労働関係法令違反の内訳(令和6年)】



【申告件数(年)】

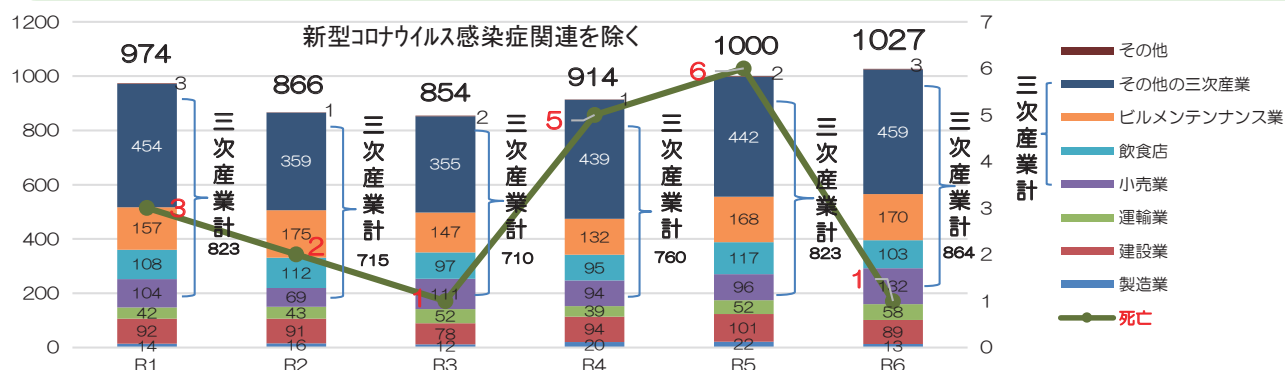


(2) 中小企業や令和6年度適用開始業務等に対する支援

署の支援班において、中小企業に対する相談対応のほか、説明会の開催や個別訪問により、労働基準法等の周知、各種助成金等の紹介等を中心に支援します。事業者等に寄り添い支援します。また令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となっている建設業、自動車運転者、医師について、業種ごとの取組とともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、きめ細かな支援を行います。

(3) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進

令和6年の死傷災害は1,027件と前年確定値1,000件に対して2.7%の増加となっています。これは、経済活動の活性化により小売業をはじめとする第三次産業において労働災害が増加傾向したためと考えられます。死亡災害については、大規模工事現場における労働災害防止対策などにより、前年比5人減の1人となっています。第14次労働災害防止計画目標（死傷・死亡とも5%減少）達成のため、さらなる取組が必要です。

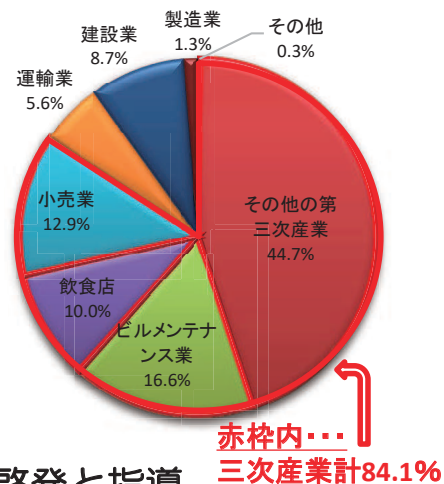


(4) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策

労働災害防止のため下記の取組などを行います。

- 労働災害の8割以上を占める第三次産業に対して、本社を通じた自主的な安全衛生管理の定着を図ります。特に、災害件数の多い転倒災害・腰痛等行動災害の防止対策を推進し、対策の定着を図ります。
※「その他の第三次産業」では本社事務所等で発生した労働災害が多くみられます。
- 令和5年に3件、令和6年に1件の死亡災害を発生させるなど重大災害が多発する建設業について、定期的な指導を行い、災害防止対策の徹底を図ります。特に、墜落災害防止対策に力を入れます。

令和6年休業4日以上死傷災害（計1,027件）

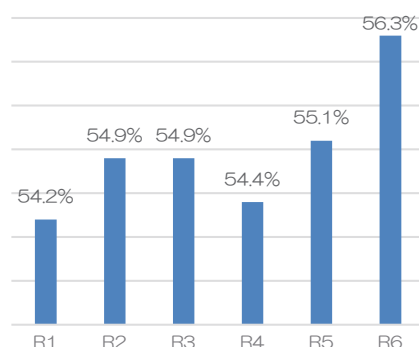


(5) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保対策推進のため下記の取組などを行います。

- 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、安衛法の周知を図るとともに、指導を実施します。
- 化学物質による健康障害防止対策の推進のため、令和6年4月全面施行となった「新たな化学物質規制」の内容を指導・周知し、対策の定着を図ります。
- 令和8年1月から資格が義務となる工作物にかかる事前調査にかかる法令周知や、石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し、石綿障害防止対策の徹底を図ります。

定期健康診断有所見率の推移(年)

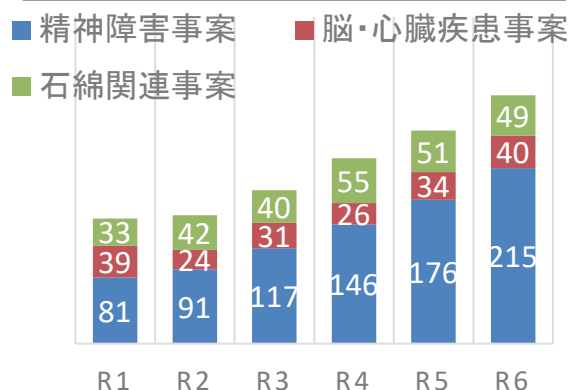


3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

労災被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めています。

- ① 長期末決事案の早期解消と発生防止
- ② 業務上疾病事案などの的確な労災認定
- ③ 労災補償業務の迅速かつ公正な事務処理の徹底
- ④ 労働保険料等の適正徴収
- ⑤ 労働保険の未手続事業の一掃対策の推進

職業性疾病に係る労災請求件数(年度)



【中央労働基準監督署の組織と主な業務】

第1方面～第6方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査
- ・司法警察事務
- ・労働時間相談・支援（改正労基法の周知）
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外・休日労働協定届等各種届出、報告の受理

安全衛生課

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受理

労災1課・2課・3課

- ・労働災害に係る保険給付
- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等

中央労働基準監督署

〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階

TEL 方面 03(5803)7381 (6階)

安全衛生課 03(5803)7382 (6階)

労災課 03(5803)7383 (7階)

東京労働局ホームページの

「中央労働基準監督署からのお知らせ」をご覧ください



着任のご挨拶

中央労働基準監督署長 白浜 弘幸



この度、4月1日付けの人事異動により、渋谷署から当署へ着任致しました白浜と申します。

東基連中央労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、これまで王子署を皮切りに立川署、池袋署、渋谷署において署長として勤務してきました。

署長として勤務するのは当署が5署目ですが、管内は、適用事業場数、労働者数、大規模建設現場数（請負金額50億円以上）ともに全国の監督署においてもトップクラスとなっています。

また、ご承知のとおり、当署は国会議事堂、中央省庁などの首都機能が集中し、日本最大のオフィス街、丸の内を抱える千代田区、大手企業の本社や日本銀行・東京証券取引所など金融の中核機関が所在し、日本有数の商業地、銀座・日本橋を抱える中央区、東京大学を始めとする各種教育機関が設置され日本有数の文教地区となっている文京区といった、東京というエリアを代表するというより、全国区の特徴をもった区域を管轄しています。

また、都内の監督署で唯一、観光業や水産業が主要となる東京都内の島嶼部（大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村）も管轄しています。

いずれも特徴を持った魅力的な管轄区域となっていますが、管轄規模がトップクラスとなっているこのような職場の指揮をとる重責に身が引き締まる思いがしています。

その一方で、私は「どうせやるなら楽しくやる。」を仕事におけるモットーとしていますので、好奇心をもって、様々なところにアンテナを張り巡らせて情報収集を図りつつ、楽しみながら業務を推進して参りたいと思います。

さて、東京労働局では「働く人と職場の未来をつなぐTOKYO2025」を令和7年度のスローガンに掲げ、労働基準の分野においては、労働者が健康で安心して働ける職場をつくり、豊かでゆとりある生活が出来ることを目指すことを基本方針として取り組んでいます。

これらの東京労働局の方針を受けて、当署においては、

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業等に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- ③ 最低賃金の履行確保及び業務改善助成金等の利用勧奨
- ④ 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 労災保険給付の迅速・公正な処理

を最重点課題とした取組を実施することとしています。

これからの1年間、貴協会支部を始めとする各事業主団体や管内の地方公共団体ともしっかり連携させていただきながら、それぞれの地区の事業主の皆様や、そこで働いている労働者の皆様のお役に立てるよう、行政課題への的確な対応・行政サービスの向上に努めて参りますのでこれまでと変わらぬご支援、ご協力をお願い致します。

結びに、貴協会支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念致しまして、着任の挨拶とさせていただきます。

中央労働基準監督署の体制（令和7年4月1日付）

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
署 長	白浜 弘幸	第一方面主任	佐々木 繁	労災第一課長	秋吉 正樹
管理副署長	大野 武見	第二方面主任	岡崎 陽平	労災第二課長	山田 深雪
監督副署長	武知 正文	第三方面主任	椎葉 宏祐	労災第三課長	石嶋 真理子
労災副署長	大杉 恭美	第四方面主任	菊池 由紀恵	統括労災認定調査官	野原 智美
安全衛生課長	大桑 徹也	第五方面主任	山崎 誠	過重労働調査官	黒木 志保
業務課長	東 眞由美	第六方面主任	北村 太郎		

労災保険給付に関するQ & A

Q1 被災労働者は、出社するため、木造モルタル二階建てのアパートの二階の自室（住居）を出て、外階段を下りるとき、下から二段目のところで靴のかかところが階段に引っかかったため、前のめりに転倒し負傷した。

当該階段は、二階の住民が通常使用しているものである。

今回の負傷は、通勤災害と認められますか。

A1 住居と通勤経路との境界については、一般公衆が自由に通行できるかどうかなどにより判断されます。本件の場合は、労働者が居住するアパートの外戸が住居と通勤経路との境界となるので、当該アパートの階段は、通勤の経路と認められることから、通勤災害と認められる。

なを、一戸建ての屋敷構えの住居にあっては、門・門扉又はこれに類する地点が境界となります。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。



中央労働基準協会支部 会員限定

応急手当普及員による

「AED使用方法と救命手順のポイント」 “無料” 講習会

AEDが必要になったとき、ためらっている時間はありません。
正しい知識を持ち、冷静に対応できる準備をしておきましょう！



あなたの職場の会議室で出張無料講習！

◎ 所要時間30～40分程度を予定（応相談）

東京都内限定！



事業所単位・部署単位等、社員研修の一コマに！

◎ 少人数でも対応可能です。日程調整等、お気軽にご相談ください！



お問い合わせ先



（公社）東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部

講習課 TEL 03-3263-5060（平日9：00～17：00）

AED無料講習申込専用フォーム《会員限定》 <https://customform.jp/form/input/211018>

AED無料講習申込専用フォーム



AEDで・・・アナタが救える命がある！



(公社) 東基連 労働保険事務組合 加入のご案内

中小事業主等でも「特別加入」で労災補償を！

東基連では、会員事業主の労働保険関係事務の負担を軽減するとともに、労働保険制度の適正な運営に寄与するため、会員を対象とした労働保険事務組合事業を実施しています。

関係法令に基づく適正で確実な事務処理と労働保険事務組合総合コンピュータシステムや電子申請を活用した効率的な業務運営に努めています。

会員の皆様の中で、労働保険や雇用保険関係の事務手続きについて業務軽減をお考えでしたら、当連合会事務組合への委託をご検討ください。また、お知り合いの会社さんで労働保険関係等の事務手続きでお困りの方がいましたら、下記事務組合課にご紹介ください。

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体です。

事務処理委託のメリット

- (1) 「労災保険特別加入制度」と言い、労災保険に加入することができない**事業主や家族従事者、法人の役員等「労働者以外の方」(中小事業主等の特別加入)**。また、**国内の事業から海外に派遣された労働者(海外派遣者の特別加入)**なども、特別に労災保険への加入が認められ、業務や通勤により負傷した場合には、労災補償を受けられます。(なお、東基連では一人親方特別加入は扱っておりません。)
- (2) 労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- (3) 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を年3回に延納(分割納付)できます。

委託できる事業主の範囲

常時使用する労働者が

金融・保険・不動産・小売業では 50 人以下

卸売の事業・サービス業では 100 人以下

その他の事業では 300 人以下

の事業主



委託できる事務の範囲

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届等の事務
- (5) 労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
- (6) その他、労災保険の給付に関する相談にも対応

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

※ 労保連労働災害保険(上乘せ保険)に関する事務内容の詳細は、(一社)全国労働保険事務組合連合会の HP で確認してください。

※ 事務委託手数料等ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お問合せ先

公益社団法人 東京労働基準協会連合会 事務組合課

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中労基協ビル4階

TEL 03-6380-8305 FAX 03-6380-8405

令和7年度講習カレンダー〔令和7年5月～令和7年11月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HP トップページ →



講習名		月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習			17(火) 19(木)			2(火) 4(木)		5(水) 7(金)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		12(月) 13(火)			26(火) 27(水)			11(火) 12(水)
	石綿作業主任者技能講習			25(水) 26(木)		7(木) 8(金)		22(水) 23(木)	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習			3(火) 4(水)			8(月) 9(火)		
	衛生推進者養成講習		23(金)			5(火)			18(火)
	安全管理者選任時研修				7(月) 8(火)			6(月) 7(火)	
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)		29(木)		4(金)			28(火)	
	保護具着用管理責任者教育			27(金)				29(水)	
	雇入れ時の安全衛生教育								
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】		26(月) 28(水)		15(火) 17(木)		10(水) 12(金)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】		26(月) 27(火)		15(火) 16(水)		10(水) 11(木)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】		28(水)		17(木)		12(金)		
安全衛生講習	熱中症予防管理者(指導員)研修			5(木) 24(火)					
	総括安全衛生管理者講習							17(金)	
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習			11(水)					
	【初級者向け】新規労務担当者向け講習		20(火) 21(水)						
	社会保険(健保・年金)基礎講座					28(木)			
	労働基準法等基礎講座				29(火)				
	労災保険実務講座[基本編]				11(金)				
	労災保険実務講座[応用編]					6(水)			
	労災保険実務講座[基本編+応用編] 【2回セット】★セット割引				★ 11(金)	★ 6(水)			
	社会保険実務講座[健康保険]							8(水)	
	社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]							21(火)	
	社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金] 【2回セット】★セット割引							★ 8(水) ★ 21(火)	
	労働基準法等実務講座【2回セット】								20(木) 27(木)

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください】

2025/4/14現在